

当院で細胞診検査を受けた方へ

お知らせ

当院は、日本臨床細胞学会教育認定施設となっております。細胞検査士の免許取得を目指す学生、臨床検査技師の養成のために当院で細胞診検査を受けた患者さんを対象に、検査の終了した標本の一部を実習標本として使用させて頂く場合があります。細胞検査士とは、人の体より採取した細胞を顕微鏡でみて、がん細胞がいるかどうか判断するための資格を持った人材で、人材育成のために検査、診断後の標本を教材として使用させていただきます。これは、桑名市総合医療センター倫理審査委員会の審議に基づき、病院長の許可を得て実施するものです。

これは、厚生労働省・文部科学省の「人を対象とした医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）の規定により、研究内容の情報公開をすることが必要とされております。

研究の題名 ：細胞診標本の検査後教育的使用
研究期間 ：2019年8月20日～
研究機関長の氏名：桑名市総合医療センター 病院長 市川 毅彦
研究責任者 ：桑名市総合医療センター 病理診断科 白石 泰三

【研究の目的と意義について】

細胞検査士の養成するにあたり、当院および三重県での細胞検査士の育成、および当院と包括協定を締結している鈴鹿医療科学大を主とした、細胞検査士を目指す学生の育成・教育に貢献することができる。

【研究の方法について】

細胞診検査を受けた患者さんの、検査の終了した標本で実習標本に有用なものを使用させていただきます。また、この研究に必要な臨床情報は、検体採取法と臨床診断のみです。すべて診療録より取り出しますので、改めて患者さんに行っていただくことはありません。

【個人情報の保護について】

収集したデータは、誰のデータが分からなくした（匿名化といいます）上で、教育に用います。国が定めた倫理指針（「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」）に則って、個人情報を厳重に保護し、個人が特定されない形で行います。

【研究協力の任意性と撤回の自由について】

ご協力は、患者さんご自身の自由意思に基づくものです。この事象への標本のおよび情報提供を希望さ

れないことをお申し出いただいた場合、その患者さんの標本および、情報を利用しないようにいたします。情報を利用することをご了解いただけない場合は以下にご連絡ください。情報の利用を希望されない場合、あるいは不明な点やご心配なことがございましたら、ご遠慮なくご連絡ください。もしも、情報提供を希望されない場合でも、診療上何ら支障はなく、不利益を被ることはありません。

【問い合わせ等の連絡先】

〒511-0061 三重県桑名市寿町 3-11

桑名市総合医療センター 病理診断科 白石泰三

電話 0594-22-1211（代表）